

千代田区男女共同参画センターMIW Facebook 運用ポリシー

平成 29 年 3 月 29 日
28 千地国男発第 348 号

(目的)

第 1 条 このポリシーは、千代田区地域振興部国際平和・男女平等人権課長が千代田区男女共同参画センターMIW Facebook の Facebook ページ（以下、「公式ページ」という。）を、区民等への広報媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 千代田区が設置・運用するアカウントから発信する Facebook ページとし、誰もが閲覧可能な公開ページとする。
- (2) アカウント Facebook を設置・運用するために取得した権利
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を、他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他のアカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第 3 条 公式ページの運営主体は千代田区とし、公式ページ管理者の選定は、地域振興部国際平和・男女平等人権課が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新等にかかる事務を行う。

- 2 アカウントの管理、情報の作成、発信、更新の決定は、地域振興部国際平和・男女平等人権課長の指示のもと、公式ページ管理者もしくは国際平和・男女平等人権課長が公式ページから行うものとする。
- 3 国際平和・男女平等人権課長は、情報の作成、発信、更新の決定及び投稿の削除等運用のうちの一部を民間事業者に行わせることができる。
- 4 アカウント名は chiyoda.miw とし、パスワードは 12 文字以上で設定する。

(アカウント運用者の明示)

第 4 条 Facebook で流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ページのアカウント名及び URL を、千代田区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第 5 条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第 6 条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 千代田区男女共同参画センターMIW の情報
- (2) 千代田区内の男女共同参画・男女平等に関する情報
- (3) その他、国際平和・男女平等人権課長が適当と認めるもの

(他のFacebookページへのコメント等)

第7条 公式ページは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。区以外のFacebookページやアカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして国際平和・男女平等人権課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(他のFacebookページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第8条 公式ページでは、区内の魅力に関する情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のFacebookページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして国際平和・男女平等人権課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(千代田区ホームページとのリンク)

第9条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として千代田区ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして国際平和・男女平等人権課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(投稿の削除)

第10条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、地域振興部国際平和・男女平等人権課長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第11条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、地域振興部国際平和・男女平等人権課長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成29年3月29日から施行する。